

第11回子どもの貧困対策情報交換会「子どもの貧困対策法・大綱の見直しを受けて市区町村の子どもの貧困調査を考える」

子どもの貧困調査研究コンソーシアム について

阿部 彩

首都大学東京（※東京都立大学 4月より）

子ども・若者貧困研究センター



TOKYO METROPOLITAN UNIVERSITY
首都大学東京

子どもの貧困調査研究コンソーシアム

背景

- 子どもの貧困率13.9%（H28年、厚労省）
- 「子どもの貧困対策大綱」（H26年閣議決定）にて、実態把握のための「調査研究」が重点施策として位置づけ
- 2019年度までに**20の都道府県**が「子どもの貧困対策大綱」に基づき、「**子どもの生活実態調査**」を実施済

現状：

- データの未活用（単純集計表とクロス集計のみ）。
- 各自治体が自己のデータしかアクセスできず、比較や政策評価が不可能
- 政策エビデンスとならない
- 学術的知見の発見もできない

現状

大学

大阪府立大学、東京医科歯科大学、日本福祉大学、沖縄大学、北海道大学、首都大学東京で設立決定（手続き中）

自治体

東京都、広島県、長野県、高知県は首都大としてデータ二次利用の実績あり。沖縄県はコンソーシアムとのデータ二次利用協定締結に前向き。

資金

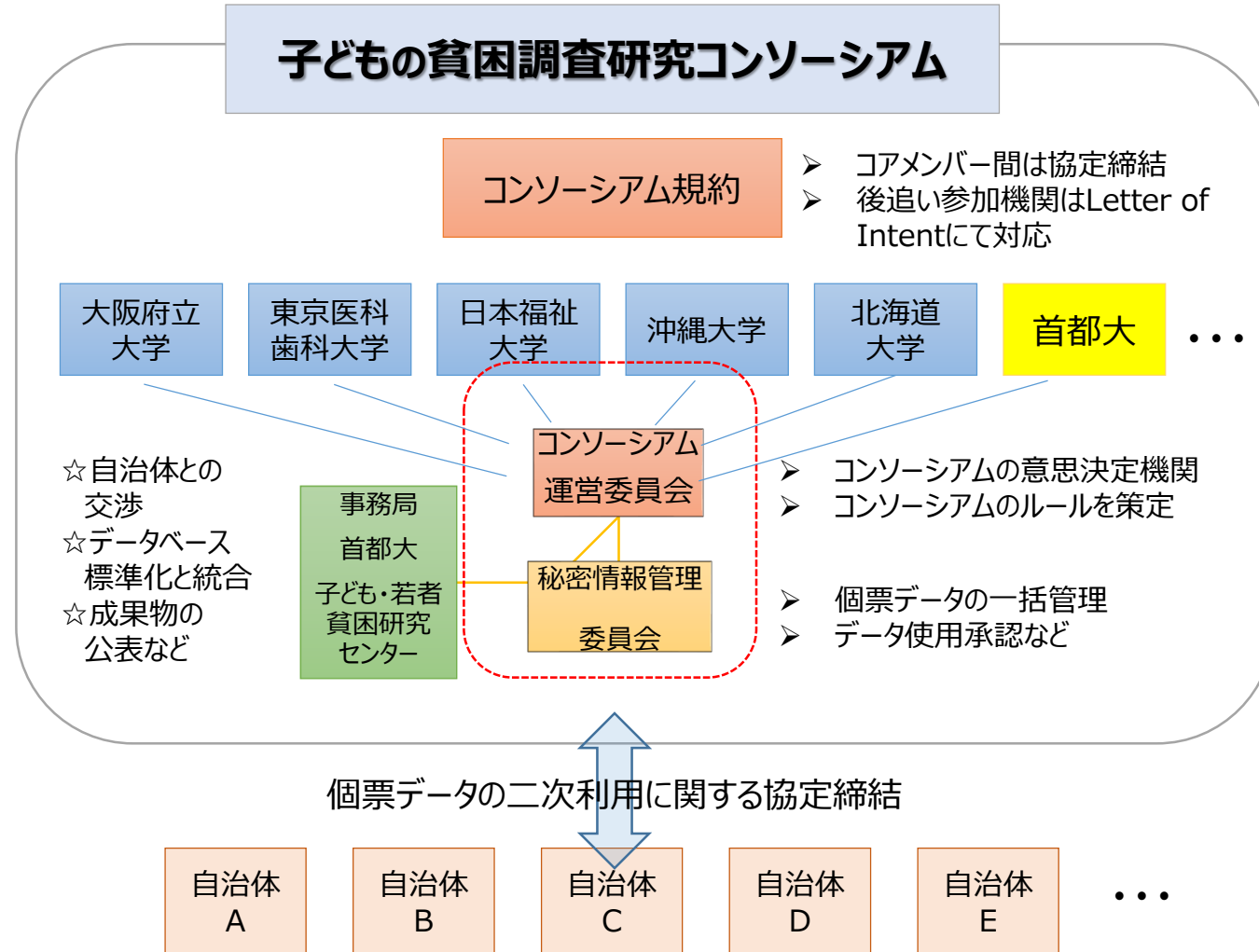
2018年~2022年 JST RISTEX「政策のための科学」採択済。2020年度 大型科研に申請予定。

目的

- 子どもの貧困研究に関する共同研究体制の構築**
- 各大学等が使用可能な子どもの貧困に関するデータを統合し、全国規模のデータベースを構築**

将来：

- 国／自治体の子どもの貧困対策への**Evidence-basedな政策提言**
- 学術的知見の発展
- 国に対して全国規模の子どもの貧困調査の実施を提言
- 研究者養成／行政官研修機能も併せ持つ子どもの貧困研究の国内拠点に
- 国連／UNICEFなどの国際機関による共同研究の日本拠点に



多くの自治体（都道府県、市区町村） における子どもの生活実態調査

内閣府の政策スキームに基づき、多くの都道府県が「子どもの生活実態調査」を行っている。

| 実施年度 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 |
|--------|-------|-------|-----|-----|-----|-----|-------|-----|------|-----|
| 2015年度 | 沖縄県*1 | | | | | | | | | |
| 2016年度 | 大阪府 | 東京都 | 福島県 | 愛知県 | 新潟県 | 北海道 | 群馬県*2 | 高知県 | 鹿児島県 | 香川県 |
| 2017年度 | 長野県 | 広島県 | 熊本県 | 岡山県 | | | | | | |
| 2018年度 | 山形県 | 岩手県 | 青森県 | 茨城県 | 岩手県 | 長崎県 | | | | |
| 2019年度 | 山口県 | 沖縄県*2 | | | | | | | | |

*1 沖縄県は2015年度に小中学生世帯調査、2016年度に高校生世帯調査、2017年度に未就学児世帯調査を実施。また、2019年度以降、2回目の調査を実施。

*2 群馬県は「第7回ぐんま青少年基本調査」として実施。



貴重なデータにもかかわらず、報告書作成後は自治体の倉庫に眠るだけ・・・。

子どもの生活実態調査データの特徴

- 自治体による信頼できる社会調査
- 近い時期に同様の調査目的に基づき、多くの調査が行われている。
 - 調査票、調査項目の類似
 - 調査対象者の年齢の類似
- 子どもだけでなく、その保護者も対象となっている。
 - 子どもの学校での状況のみならず、家庭での状況も把握することが可能。
 - 保護者の状況と子どもの状況の関連を分析することが可能。

研究者による二次分析のメリット

現状

- 自治体においては、最初の報告書にて単純集計と簡単なクロス表のみしか記載されない。
→ 困難を抱える子どもの割合はわかるものの、どのような子どもが困難な状況なのかわからない。
- データが羅列されるだけで政策的な示唆を得ることが困難。
- 類似の調査の繰り返し。



研究者が二次分析を行うと・・・

- より詳細な分析を行うことで、困難を抱える子どもやその家庭環境の詳細、地域的分布まで明らかにできる。
- どのような支援が効果的か示唆を得ることができる
- エビデンスに基づく政策作りが容易に。
- 手持ちの調査データの二次分析により、追加の調査を行わずに済むことも。

データ統合のメリット

単一自治体だと・・・

- 比較対象がなく、結果の解釈がやや困難。
- 対象者数に限りがあり、少数の事例（父子世帯、外国籍の子ども等）の分析に限界がある。



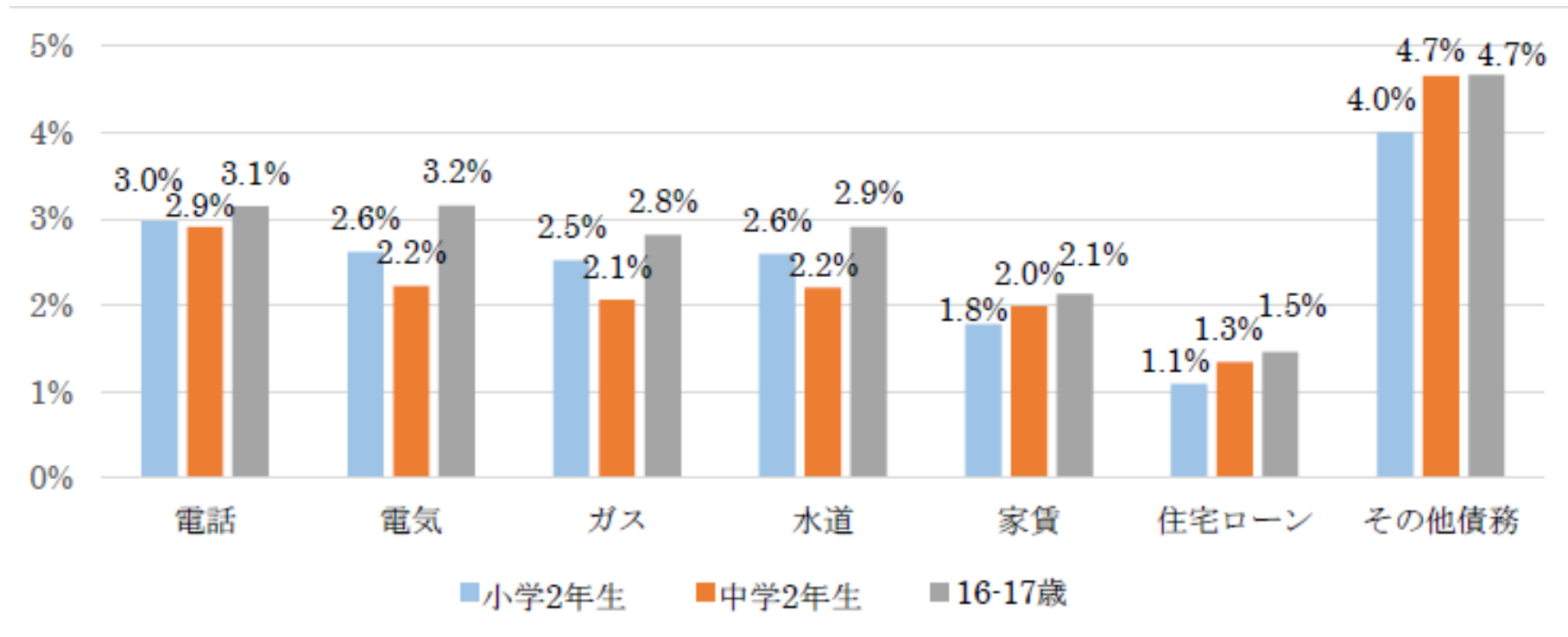
データを統合すると・・・

- 複数自治体間の比較が可能となり現状をより正しく評価できる。
→ある政策を行っている自治体群と行っていない自治体群の比較により政策の効果を測ることも可能。
- ケース数が増加し、少数事例の分析も容易に。
- 多くの自治体に共通する全国的な傾向と各自治体の特性の両方を明らかにする事が可能。

(東京都「子供の生活実態調査」2016)

公共料金の滞納

「過去1年間に金銭的な理由で以下の料金が払えなかったことがありますか？」



- 約3%の子どもの家庭では、電話、電気、ガス、水道などの支払いに滞納がある。

各県の子どもの生活実態調査の結果

| 過去1年間の滞納経験 | 電気 | ガス | 水道 | 電話 | 家賃や住宅ローン |
|--------------|-----------------|-------|-------|-------|----------|
| 愛知（小1） | 4.5% | 4.2% | 4.2% | 4.7% | 4.2% |
| 愛知（小5） | 5.4% | 5.0% | 5.3% | 5.6% | 4.7% |
| 愛知（中2） | 6.2% | 5.3% | 5.3% | 6.0% | 5.2% |
| | 電気 | ガス | 水道 | 電話 | 家賃 |
| 沖縄（小1） | 13.5% | 13.0% | 9.3% | 13.1% | 11.1% |
| 沖縄（小5） | 15.2% | 14.8% | 10.4% | 16.3% | 13.8% |
| 沖縄（中2） | 13.8% | 13.9% | 12.3% | 16.3% | 10.4% |
| | 電気・ガス・水道いずれか | | | | |
| 北海道（小2） | 9.6% | | | 6.9% | 5.7% |
| 北海道（小5） | 9.7% | | | 6.4% | 5.6% |
| 北海道（中2） | 10.6% | | | 8.1% | 6.1% |
| 北海道（高2） | 10.1% | | | 8.0% | 5.1% |
| | 電気・ガス・水道などの光熱水費 | | | | |
| 香川（小1、小5、中2） | 8.8% | | | | |

出所：各道府県HP

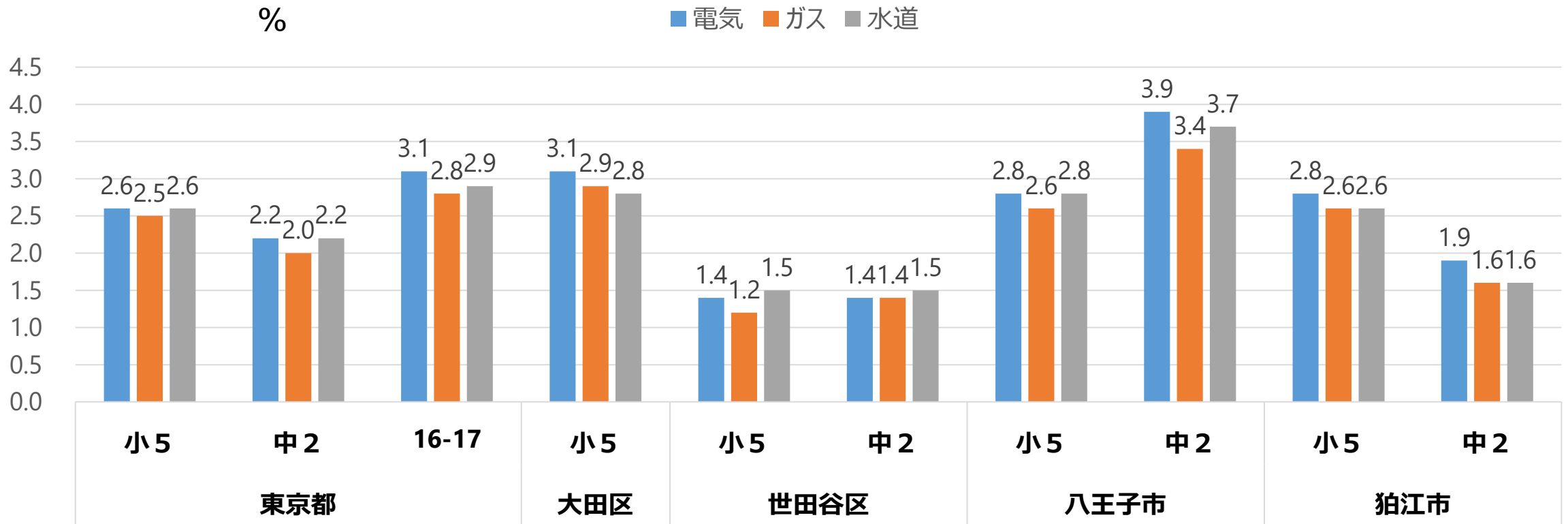
※ 愛知は、県内の市町村立小中学校に通う子供とその保護者対象。学校配布、学校回収または郵送回収。回収率、70.6%。

香川は、県内の小1、小5、中2を住民基本台帳から抽出（25%抽出率）。郵送配布・回収。回収率52.2%。

北海道は、札幌市を除く市町村を対象者数3000人を子ども数にて按分。教育委員会を經由し、学校配布・回収。回収率76.0%。

東京都の他の自治体の状況

過去1年間の公共料金の滞納（全体）

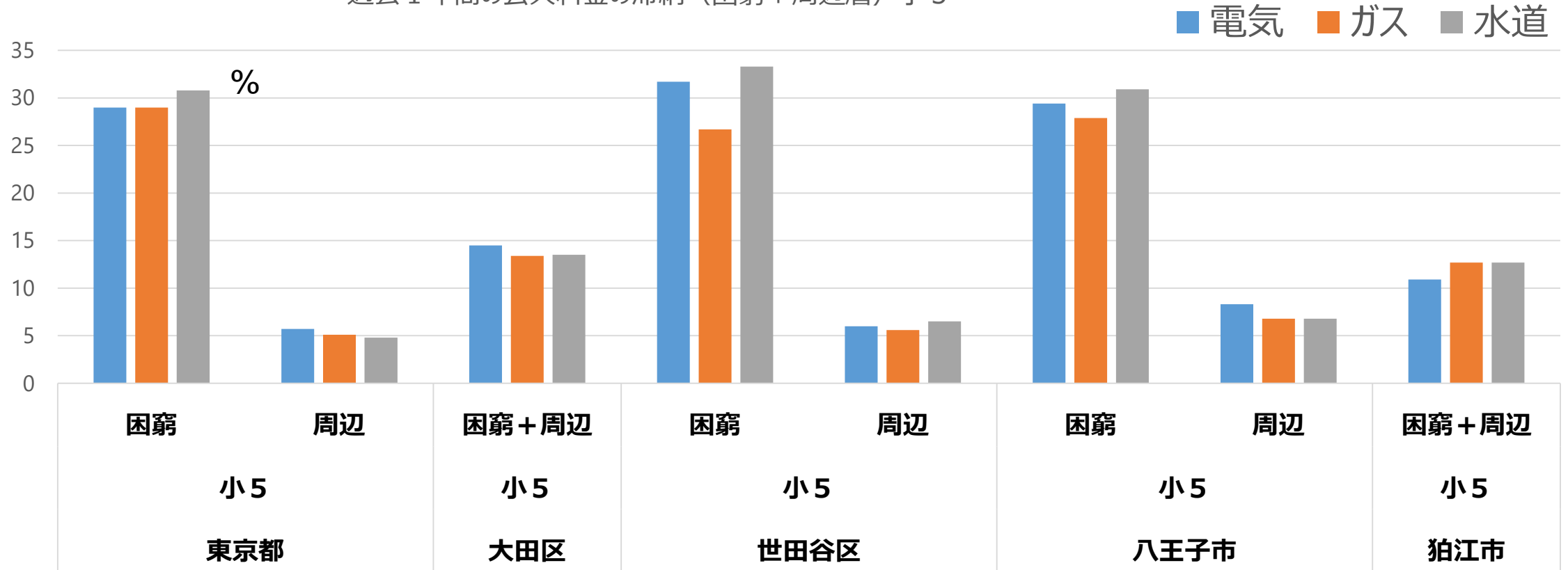


- 同じ東京都の中でも、自治体間には、差がある

出所：大田区「子どもの生活実態に関するアンケート調査報告書」2018、八王子市「子どもの生活実態に関する分析」2018、世田谷区「平成30年度子どもの生活自体調査【子ども・保護者アンケート調査】」2019、狛江市「子どもの生活調査」2019

同じ生活困難層の間は、自治体間の差はない

過去1年間の公共料金の滞納（困窮+周辺層）小5



- 比較的に貧困層が少ない地域においても、困窮層の子どもは同様に厳しい状況に置かれている。

出所: 大田区「子どもの生活実態に関するアンケート調査報告書」2018、八王子市「子どもの生活実態に関する分析」2018、世田谷区「平成30年度子どもの生活自体調査【子ども・保護者アンケート調査】」2019、狛江市「子どもの生活調査」2019